

東浦町アスベスト分析調査費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの飛散による住民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、分析調査を行う建築物の所有者又は管理者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 本町の区域内に存する建築物で、露出して吹き付けアスベストが施工されているおそれのある建築物をいう。
- (3) 分析調査 対象建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達)及び「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」(平成20年7月17日付け基安化発第0717003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達)により示された方法で分析調査することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請日において、対象建築物を所有し、又は管理する個人若しくは法人(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人がある場合は、当該団体又は法人とする。次号において「所有者等」という。)
- (2) 補助金の交付申請日において、町税を滞納していない所有者等

(補助金の額等)

第4条 補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、東浦町アスベスト分析調査費補助金交付申請書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて、アスベスト分析調査の着手前に町長に提出しなければならない。

- (1) 対象建築物の登記事項証明書その他当該対象建築物の所有者が分かる書類
- (2) 申請者が申請に係る補助対象建築物の管理者である場合は、管理者であることを証する書類

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による建築主事の
確認済証、同法第7条第5項の規定による検査済証等対象建築物の建築年月
日及び用途が分かる書類

(4) 分析調査に要する補助対象経費の見積書

(5) 町税の納税証明書(未納がない証明書)

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第5号に規定する町税の納税証明書は、申請者が町職員による町税の納
付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書(様式第2)
をもってこれに代えることができる。

(変更の承認)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の
内容を変更しようとする場合は、あらかじめ東浦町アスベスト分析調査費補助
金変更申請書(様式第3)に、次に掲げる書類を添えて、その承認を受けなけ
ればならない。

(1) 変更後の分析調査に要する補助対象経費の見積書

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30
日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のい
ずれか早い期日までに、東浦町アスベスト分析調査費補助金実績報告書(様式
第4)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 分析調査の結果報告書

(2) 試料の採取状況が確認できる写真

(3) 分析調査に要した経費の領収書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適
当と認めるときは、補助事業者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 前項の請求は、東浦町アスベスト分析調査費補助金交付請求書(様式第5)
を町長に提出することにより行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町
長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>アスベスト分析調査</p>	<p>アスベスト分析調査に要する経費（補助対象経費のうち消費税額の扱いについては、「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」（平成17年9月1日付け国住総発第37号住宅局長通知）により示された方法により行う。）</p>	<p>補助対象経費の額。ただし、1棟当たり25万円を限度とする。</p>